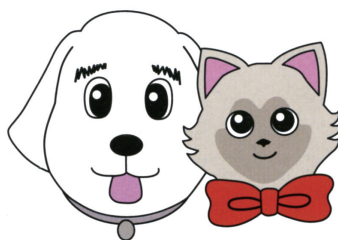


滋賀県災害時ペット同行避難 ガイドライン（飼い主編）



滋賀県

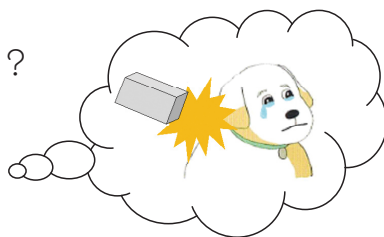
日頃から飼い主に気をつけていただきたいこと、災害への備えとして考えておきたいこと、災害時の注意点を説明します。

まずは飼い主が助からなければ、ペットも救えません。

- ・御自身や家族の防災対策はできていますか？
- ・普段ペットがいる場所の周囲に危険はありませんか？

身のまわりのことから見直して、災害に備えましょう。

〔例 屋外で係留している横のブロック塀が倒れるかも〕
〔 屋内で本棚から本が飛び出るかも 〕



1. 平常時

(1) ペットが迷子にならないための対策（飼い主の明示）

災害時の混乱の中では、ペットと離れ離れになってしまうこともあります。迷子になったペットを探す時のため、飼い主がわかるように迷子札やマイクロチップ等を装着しましょう。

また、犬の場合は、鑑札・注射済票の装着が義務づけられているので、忘れないようにしましょう。

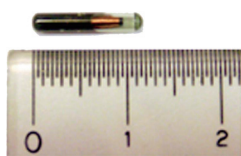
・ 迷子札

・ 鑑札・注射済票

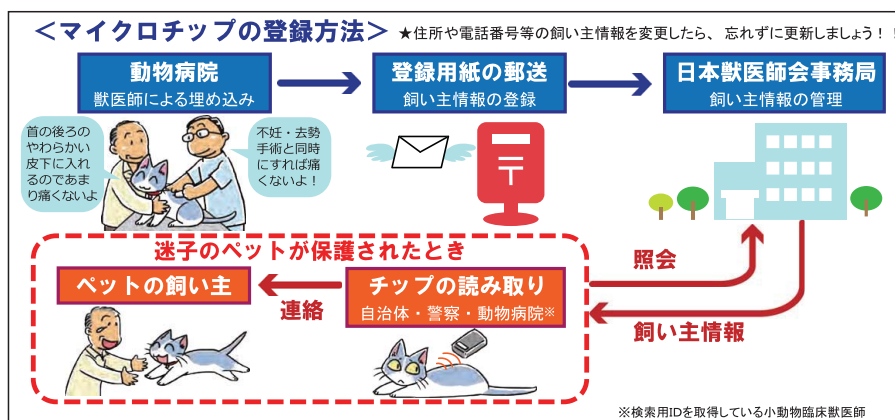
（飼い犬は狂犬病予防法により装着が義務づけられています）

・ マイクロチップ

（飼い主による登録が必要。飼い主の変更、連絡先の変更、死亡による削除等、登録したデータに変更がある場合は、変更届が必要。）



マイクロチップ
(公社) 日本獣医師会HPより



環境省パンフレット「宣誓！無責任飼い主0宣言！！」より

(2) しつけ

緊急時に安全に避難し、避難所の飼育場所で避難生活がおくれるよう、日頃から**ケージ**（キャリーバック、クレートなど）に入ることに慣らしておきましょう。慣れておくと動物病院への通院など他の場合にも助かります。



《クレートトレーニング》

まずはケージの存在に慣れさせ、少しずつ入り口から奥へとフードや好物を使って誘導していきます。

また、「おいで」や「来て」ができることで避難準備が早くでき、万が一はぐれても保護されやすくなります。

避難所には多くの人が集まります。日頃からいろいろな人や動物とも仲良くできるように慣らしておきましょう。無駄吠えをしないことやトイレなどの基本的なしつけも大切です。

また、日頃から、シャンプーやブラッシングをして清潔にしておきましょう。汚れや臭いがひどいとトラブルの元になってしまいます。

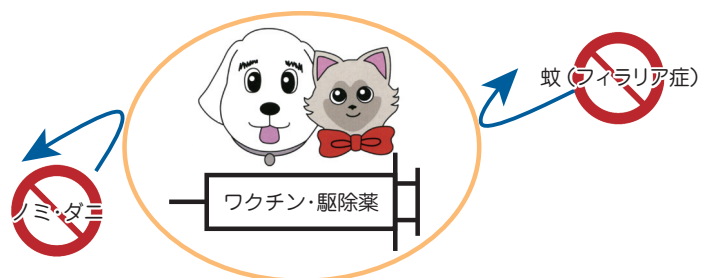
しつけの方法がわからないときは、動物保護管理センターでもしつけ方教室を行っていますので、御相談ください。

一般財団法人滋賀県動物保護管理協会
住所：湖南市岩根136-98 滋賀県動物保護管理センター内
TEL：0748-75-6522 URL：http://www.sapca.jp/
ホームページ内の「講習会・しつけ教室」をご覧ください。

(3) 健康管理

犬は、飼い犬登録と毎年の**狂犬病予防接種**が義務付けられています。

感染症予防のため、**ワクチン注射**や**フィラリア症**、**ノミ・ダニ**などの寄生虫の駆除を日頃から行いましょう。



集団での飼育中の発情によるトラブル防止や迷子になった場合の思わぬ繁殖を防ぐためにも、性的ストレスの軽減、感染症の防止、無駄吠え等の問題行動の抑制などの効果を考えて、不妊・去勢手術をしておきましょう。

(4) ペット用避難用具の確保

最低3日分の餌や水、身の回りに必要な準備をしましょう。また、病気等の理由で特別食を与えている場合は、7日分程度の餌を準備しておくことが望ましいです。

参考：動物が一日に必要な水の量：50ml/kg/日（これ以上を備える必要あり）
例：成猫（4kg、3日間）の場合、50ml×4×3=600ml、
成犬（10kg、3日間）の場合、50ml×10×3=1,500ml

特定のフードしか食べないという場合は、そのフードがない時やストレスで食べられない時に困りますので、おやつ代わりにいろいろなフードに慣れておくといでしょう。

備蓄品はすぐに取り出せる場所に置きましょう。室内の数か所に分けておいたり、物置など外で取り出せる場所にも置いておくと、後から取り出すこともできます。

ペット用避難袋（例）

フード、水、食器、薬（最低3日間）、ケージ、キャリーバッグ、予備のリード・首輪、ペットシート、タオル、トイレ用品（猫の場合は使い慣れた猫砂など）、ビニール袋、飼い主と一緒に写った写真（ペットの全身が写っているもの）、健康手帳（既往症、ワクチン接種状況がわかる記録、鑑札・マイクロチップの番号）、マジックペン、紙、ガムテープ

(5) 避難所の確認や預け先の確保

同行避難が可能な動物は犬・猫・その他家庭における愛玩動物と考えられます。

地元の避難所運営マニュアル等で自分の地域のルールを確認しましょう。

自宅そばに同行避難可能な避難場所がない場合、また、多頭飼育をしている場合は、預け先の検討も必要です。

特定動物など危険な動物は同行避難ができませんので、事前に避難先・預け先を検討しておく必要があります。

●緊急時の預け先

メモ

氏名：	連絡先：
住所：	

(6) ペット別の注意点

このガイドラインでは犬と猫を想定して記載していますが、犬猫以外の小動物、鳥類、両生類、爬虫類、魚類についても少しふれておきます。

ア. 小動物（ウサギ・ハムスター等）

種類により人に慣れる度合いは違いますが、連れて逃げるができるよう移動やケージに慣らしておきましょう。

避難先では、おおむね夏は高温多湿を避け、風通しがいい場所に置き、冬はペットヒーターや段ボール箱で保温を心がけ（カイロは酸素を使うので、換気を行い酸欠にならないよう注意）、急激な温度変化に注意します。

新鮮な水を与えます。フードが限定されている動物が多いので、すぐに手に入らない場合を考え、備蓄を行きましょう。

イ. 鳥類

上記に加え、移動中、ケージ内で羽ばたいて怪我しないよう、羽ばたかせないよう羽をバンテージで巻いたり、軟らかいものの中に入れて、逃げる際に怪我させずに運ぶことを考えましょう。

ウ. 両生類・爬虫類

水生のもの、陸生のものについて、それぞれに必要な温度や湿度環境を維持できるか、特殊なフードが必要なものは飼育が困難になりますので、いざという時の預かり先の確保を考えておいてください。

エ. 魚類

水槽に飛散防止フィルムを貼っておくことや電気コードやヒーター等熱源の発火トラブル対策を行きましょう。

保温が必要なものはどうするか、水をどのように確保しておくかも考える必要があります。

2. 災害発生時

飼い主自身の安全を確保することを大前提とし、家屋が倒壊などから免れ、安全に過ごせると判断した場合、ペットを家に居させるか、同行避難するかを判断します。

災害時に素早く避難できるか、避難途中の危険、慣れない場所への移動によるストレスなど状況はそれぞれ違いますので、何がベストかを考えます。

同行避難する場合は、同行避難できる避難所へ、飼っているペットと一緒に避難します。

(1) 避難時の注意点

避難時にも危険があります。飼い主がパニックにならず、**ペットを安全にコントロール**しなければなりません。

避難時に逃がさないため、首輪が緩んでいないか破損していないか確かめて、リードをつけるかケージに入れて避難しましょう。

ケージに入れたら安全な環境に落ち着くまでケージを開けないようにしましょう。

地面を歩かせて避難する場合は、割れたガラスなどケガの危険が予想されます。**足を守る**手段を考えましょう（例：動物用のラバー靴下や人の靴下を利用する）。

(2) 避難所での注意点

飼い主は災害発生時においてもペットの健康と安全を守るとともに、避難所等で他の避難者の迷惑にならないよう努めなければいけません。

ア. 同行避難動物の受付

避難所では**運営組織の指示に従い**、ペットを飼育場所へ収容します。

ペットを飼育場所へ収容する際には、そのペットの受付を済ませましょう。

運営組織の許可を得ている場合を除き、人の避難施設へペットを持ち込んではいけません。

イ. 避難所内での飼育

同行避難してきたペットの世話は原則として**飼い主全員が連携して**行い、動物飼育場所の運営を行います。

飼い主同士協力し、**避難所での飼育ルールに沿って**飼育しましょう。

(ルールの例)

- ・飼育場所は常に清潔にし、極力臭いなどを出さないようにしましょう。
- ・決まったところで排泄させ、排泄物はルールに則って処分しましょう。
- ・犬には適切な運動や気分転換が必要です。飼い主の方達が協力し、避難所のルールに従って行ってください。
- ・ペットをケージ等の外へ連れ出す際には、事故防止のため必ずリードで繋ぎ、絶対に放してはいけません。
- ・この非常時にペットが逃げ出してしまうと、普段以上に見つかりにくく、また保護するのに多大な労力を要することになります。それを防止するためにも首輪や胴輪は適切に装着しましょう。
- ・トラブルは原則的に当事者同士で解決するものとします。
- ・事故防止のため、飼育場所へは関係者およびボランティア等の協力者以外は立ち入らせないようにしましょう。



ポイント

動物飼育場所で重要なことは「事故を起こさないこと」です。咬みつき事故を始め、飛びつき等によりけがが出ないように十分注意して管理してください。

他人に対する注意が必要ですが、自分が怪我をしないように注意することも大切です。

避難所では皆、大きなストレスを感じています。自らの常識のみにとらわれず、お互いに譲り合い、謙虚な気持ちで協力しあう事が非常に重要です。

災害時に飼っているペットの体調に異変があったとしても、その状況等によって全ての動物病院に受診できるとは限りません。必要に応じてかかりつけの獣医師に相談していただくか、滋賀県動物救護本部に連絡してください。

飼養のための物資等が不足している場合、運営組織及び市町村対策本部を通じて滋賀県動物救護本部あてに必要な物資の供給を依頼します。要求する物資は必要な分とし、余分量の要求は行わないようにしましょう。

また、飼い主が不明な動物が避難所の動物飼育場所に一時的に保護される場合もあります。自らのペットたちと同様に世話をするよう、御協力をお願いします。

ウ. 飼育場所の閉鎖

①後片付け

避難所が役目を終えるときには動物飼育場所もその役目を終えます。

同行避難場所から帰宅や避難場所を移るときには後片付けが重要です。

飼い主同士が協力して、責任を持って片付けましょう。

②新たな飼い主の募集

収容された飼い主不明の動物や飼い主が引き取れなくなった動物には新たな飼い主を探す必要があります。模範的な飼い主になっていただける方を募集することになりますので御協力をお願いします。

日頃の備えチェックリスト（ペットを守るために）

1. ペットが迷子にならないための対策（飼い主の明示）

- 首輪、けい留器具の定期的点検・交換
- （犬の場合）鑑札・注射済票をつける。
- 迷子札をつける。
- マイクロチップをつける。



2. しつけ

- ケージの中で落ち着いて過ごせる。
- 「おすわり」「ふせ」「まで」「おいで」などができる。
- トイレのしつけができています。
- 無駄吠えをしないようしつけができています。
- 人や他の動物に対して過剰に反応しない。人や他の動物を怖がったり、攻撃的にならない。

3. 健康管理

- （犬の場合）飼い犬登録と毎年の狂犬病予防注射をしている。
- ワクチン接種やフィラリア症予防をしている。
- ノミ・ダニなどの寄生虫の駆除をしている。
- 不妊・去勢手術をしている。

4. ペット用避難用具の確保

- フード
- 水
- 食器
- 薬（最低3日間）
- 健康手帳
- ケージ
- キャリーバッグ
- 予備のリード・首輪
- ペットシート
- タオル
- トイレ用品
- ビニール袋
- 飼い主と一緒に写った写真（ペットの全身が写っているもの）
- マジックペン
- 紙
- ガムテープ

5. 避難所の確認や預け先の確保

- 避難所の場所と自分の地域のルールを確認している。
- 緊急時の預け先を決めている。

滋賀県健康医療福祉部生活衛生課

大津市京町四丁目1-1
TEL: 077-528-3641